

令和2年度

久山町教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価報告書

令和3年3月
久山町教育委員会

目 次

- 第 1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

- 第 2 久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

- 第 3 久山町教育委員会の令和 2 年度活動の概要について

- 第 4 「令和 2 年度久山町教育振興基本計画」の基本目標に基づく主要施策について

- 第 5 「令和 2 年度久山町教育振興基本計画」の基本目標に基づく主要施策の点検及び評価について

- 第 6 点検・評価に関する有識者からの意見について

- (資料 1) 久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成27年4月1日一部改正）において、法第26条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されている。

この規定により、平成20年4月1日から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするものとされた。

第2 久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

1 点検及び評価の目的

- (1) 久山町教育委員会は、毎年、主要施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、その事業の目的、課題や取組の方向性を明らかにすることで、効果的な教育行政のより一層の推進を図る。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、住民への説明責任を果たし、町民とともに町民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検及び評価の対象

「令和2年度久山町教育振興基本計画」の基本目標に基づく主要施策

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、施策・事業の進捗状況を総括するとともに、その事業の目的、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で教育委員会において点検及び評価を行う。
- (3) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を久山町議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第3 久山町教育委員会の令和2年度活動の概要について

久山町教育委員会は、久山町長が久山町議会の同意を得て任命した教育長と4名の委員により組織されている合議体の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を執行している。教育委員会には、教育長が置かれ、教育委員会の指揮監督の下にその事務をつかさどっている。教育長の任期は3年であり、委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月定例会を開催し、必要に応じて臨時会、視察等を行っている。令和2年度は、定例会を10回、臨時教育委員会を1回開催し、議案10件、その他協議事項について協議を行った。また、市町村教育委員会研究協議会（第2ブロック）（愛媛県）に参加する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。他の研修も中止が相次ぎ、今年度の教育委員の研修は、糟屋地区教育委員全員研修会（11月6日）のみとなった。町内では、小学校1校への学校訪問を行い（他は緊急事態宣言発令の為中止）、学校教育の現状や課題を視察し、改善事項の助言を行うことができた。

平成24年7月に策定された「第三次久山町総合計画」において、「国土、社会、人間の3つの健康づくり」による「健康」を真に実感できるまちづくりを基本理念とし、安心・元気な「健康が薫る郷」の実現という将来像を掲げている。この計画の中では、町民、事業者、行政などのすべての立場の人々が、この共通の目標の実現に向けて英知を結集し、参加・共有・連携を図ることが必要であるとしている。

しかし、子どもたちが成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想される。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

また、成人した町民一人ひとりが、自己の目標や理想の実現のために生涯を通じて学び続けるとともにすべての町民が参画して、薫り高い文化と伝統が息づく活力ある郷土を築いて行くことが重要である。

このような認識のもとに、久山町教育委員会は「令和2年度久山町教育振興基本計画」を策定し、以下の4つを基本目標とした。

- 1 健全な子どもを育てる
- 2 学習・スポーツの機会を広げる
- 3 町の文化を守り、育てる
- 4 互いに認め合うまちをつくる

久山町教育委員会は、この基本目標を達成するため、本計画において主要施策を定め、教育分野における地方分権を推進する観点から、幼稚園、小中学校及び関係機関・団体との密接な連携のもと、広く町民の理解と協力を得ながら、着実に施策を推進した。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、中止や縮小を余儀なくされたが、実施すべき事業に関しては、予防対策を講じながら遂行した。

第4 「令和2年度久山町教育振興基本計画」の基本目標に基づく主要施策について

1 健全な子どもを育てる

子ども（幼児・児童・生徒）たちの学びの環境が大きく変化する中、新しい時代をたくましく拓く創造性豊かでチャレンジ精神をもつ子どもたちを育成するためには、確かな学力を身につけさせ、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむ園・学校教育の充実が重要となっています。学習指導要領の「生きる力」を育むという理念のもと、子ども達に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」を育成するなど、「知・徳・体」の調和のとれた教育環境づくりを推進します。

《施策の体系》

(1) 幼児教育の推進

- ① 家庭と連携した「読み聞かせ」を実施します。
- ② 地域資源を活かした自然体験活動を充実させます。

(2) 確かな学力を育成する教育の推進

- ① 幼保小中連携事業で「久山スタイル（学習の基礎的な態度）」「全員研修会」「県重点課題研究指定による幼保小中の連携」を推進します。
- ② 学力向上プランに基づいたPDCAサイクルを確立し、学力向上をめざします。
- ③ 自主的な学習を促進する漢字検定・英語検定を実施します。
- ④ 校内（園）研修など園学校のニーズに応じた外部講師招聘を行います。
- ⑤ ALTの配置及び幼保小中への計画的派遣（みらいパスポート事業）を推進します。
- ⑥ 町内外での国際交流事業（みらいパスポート事業）を実施します。
- ⑦ 中学校における放課後英語学習塾（みらいパスポート事業）を実施します。
- ⑧ 「家庭教育の手引き」の配布及び活用促進を行い、家庭教育の充実を図ります。

(3) 健やかな身体を育成する教育の推進

- ① 福岡県教育委員会の取組である体力向上「1校1取組」運動を実施します。
- ② スポーツ推進委員との連携による体力テストを実施します。

(4) 豊かな心を育成する教育の推進

- ① 道徳実践交流会、学校人権教育研究協議会を実施します。
- ② 道徳教育推進事業において、あいさつ運動、弁当の日を実施します。
- ③ 情報モラルを啓発する「親子で守る久山町e-ネット宣言」を推進します。

(5) 教育相談体制の充実

- ① 久山町いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策を推進します。
- ② QUTテスト等を活用した教育相談を実施します。

③ S Cの積極的活用、町が雇用するS S Wの計画的運用を図ります。

(6) 特別支援教育の充実

- ① 臨床心理士の配置、特別支援教育担当教員の加配を行います。
- ② 特別な配慮が必要な園児、発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業を活用した幼・小・中を連携・促進します。

(7) 信頼される学校づくりの推進

- ① 町雇用指導主事を園各学校へ派遣します。
- ② 地域学校協働活動の推進を図ります。

(8) 学校施設などの教育環境の整備・充実

- ① 各学校施設の点検・整備・改修を計画に沿って行います。
- ② スマートスクール構築のための「学校ICT教育推進計画」を策定します。

2 学習・スポーツの機会を広げる

だれもが明るく元気でいきいきと暮らすため、学習機会の提供やスポーツ活動への支援など、生涯を通じてお互いに学びあい、高め合える、活力ある生涯学習社会の構築を図ります。

次代を担う青少年の健やかな成長のために、家庭・学校・地域がより連携を深め、「地域の子どもは地域で育む」環境づくりを進めます。あわせて、心身ともにたくましい子どもを育む体験活動の機会を拡充していきます。

「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる場と機会の充実に努め、町民一人ひとりの自主的・自発的な学習の支援と、その学習の成果を地域に活かす取組を進めます。あわせて国際的視野や広い見識を身に付ける機会を拡充していきます。

(1) 青少年の健全育成の推進

- ① 子ども会育成会連絡協議会活動の支援を行います。
- ② 青少年補導員との連携を行い、地域で青少年を見守る体制を整えます。
- ③ 各分館青少年アンビシャス運動を実施します。
- ④ 地域通学合宿助成事業を実施し、地域で子どもを見守る支援をします。
- ⑤ アンビシャス広場事業を実施します。
- ⑥ アンビシャス子ども相撲大会を実施します。
- ⑦ アンビシャスカルタ交流会を実施します。

(2) 生涯学習の推進

- ① 生涯学習フェスタ「祭りひさやま」開催を支援します。
- ② 指定管理者制度による施設の利用を促進します。
- ③ レスポアール久山の利用を促進します。
- ④ レスポアール久山主催事業を支援します。
- ⑤ N P O・ボランティア団体への支援・協力を行います。
- ⑥ 高校生・大学生海外語学留学を支援します。

(3) スポーツの振興

- ① 久山スポーツクラブの活性化及び活動を支援します。
- ② 郡民スポーツ大会等の各種大会への出場を支援します。
- ③ ジュニアスポーツ指導者の研修参加を促進します。
- ④ 地域スポーツ指導者の協力要請を行います。
- ⑤ 久山スポーツクラブとの連携による運動部活動を推進します。

(4) 社会体育施設や良好な教育環境の整備・充実

- ① 指定管理者制度による施設の利用を促進します。
- ② ケイマンゴルフ場の利用を促進します。
- ③ 福岡久山相撲場の利用を促進します。
- ③ 久山町子ども読書活動推進計画を推進します。
- ④ 読書活動を推進（お話し会・読み聞かせ会）します。

3. 町の文化を守り、育てる

文化と伝統を尊重し、それらを育んできたわが町と郷土を愛する心を醸成するとともに薫り高い文化を築きます。芸術や文化活動への意識を高め、心の豊かさと潤いのある生活をめざします。また、幅広く多様な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、発表の場の充実を図り、町民の生活の質の向上や文化活動の充実・発展をめざします。また、町民が主体的に芸術・文化に親しむことのできる活動を支援します。

(1) 芸術・文化活動の推進

- ① 町文化協会活動の支援の充実に努めます。
- ② 芸術文化活動施設の機能充実・利用促進に努めます。
- ③ 伝統文化後援者育成事業への支援を行います。

(2) 文化・歴史・伝統の保存、継承

- ① 文化財保護審議会を開催します。
- ② 首羅山遺跡の整備を行います。
- ③ 文化財企画展を開催します。
- ④ 古文書等保存・収集に努めます。
- ⑤ 道德教育を中心とした小・中学校との連携事業（総合的な学習の時間活動等）を行います。
- ⑥ 文化財ボランティアへの支援を行います。

4. 互いに認め合うまちをつくる

真理と正義を愛し、命あるものを尊び、他者への思いやりや共に生きる心を持ち、人権を尊重するとともに社会に貢献しようとする態度を培います。「久山町人権教育・啓発基本指針」に基づき、心豊かな町民生活を実現するため、町民一人ひとりが個人として尊重され、その個性や能力を十分に発揮できるような差別や偏見のない社会をめざします。人権講演会をはじめとする人権教育の推進や啓発を学校・地域において行います。

(1) 人権教育推進と啓発

- ① 人権・同和問題講演会を実施します。
- ② 人権教育に関する研修会への参加を促進します。
- ③ 人権問題についての学習活動を支援します。

(2) 道徳推進運動の継続・充実

- ① 道徳推進委員会（各部会）を開催します。
- ② 道徳記念講演会を実施します。
- ③ あいさつ運動等、各種道徳推進運動を実施します。
- ④ 道徳カルタ大会を開催します。

第5 「令和2年度久山町教育振興基本計画」の基本目標に基づく主要施策の点検及び評価について

1. 健全な子どもを育てる【学校教育】

(1) 幼児教育の推進

①施策の基本的なねらい

幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、幼児期における教育が充実するよう就園（入園）の機会を確保するための支援を行うとともに、質の高い幼児教育の推進に努めます。

②施策に係る取組内容

- ◇ 本町の特色である豊かな自然などを生かした様々な体験活動を通して、豊かな感性を育み、心豊かでたくましく生きる子どもを育てる幼児教育を推進します。
- ◇ 小学校への接続を視野に入れて、「幼児の終わりまでに育ってほしい姿」を明確にした幼児教育を推進します。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) 地域資源を生かした自然体験活動の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の制限を余儀なくされたが、猪野川や神社境内の散策、雪遊びなど、自然に触れる体験を確保することができた。自然に触れることで五感や感性を育てることができた。	○	○	○
(2) 小学校との保育、教育活動について共有の場の確保	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を小学校の教職員と共有し、幼稚園の保育の機会を参観・交流する機会をもつことができた。保育参観の際、園の重点目標や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を再確認し、意図的に環境を整え、幼児の成長を見取ることができた。	○	○	◎

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：あまり上がっていない ×：改善の必要がある

(2) 確かな学力を育成する教育の推進

①施策の基本的なねらい

情報化や国際化など、変化の激しい多様な社会に適応し、生き抜く力を身に付けられるよう、一人一人に応じたきめ細かな学習指導を行い、基礎的・基本的な学力の定着を図る教育を進めます。

あわせて、家庭・学校・地域と連携し、家庭における学習習慣と望ましい生活習慣の確立に努めます。

②施策に係る取組・事業内容

- ◇ 児童生徒の学力の向上を図るために、「主体的な学習」「対話が生まれる活動」を目指して、授業改善を推進します。
- ◇ 「主体的な学びをつなぐカリキュラム・マネジメント」について全教職員と研究し、幼児・児童生徒の自尊感情が高まり、他者を思いやる心が育つ幼保小中連携教育を推進します。
- ◇ 「全国学力・学習状況調査」等の各種学力調査の結果を詳細に分析し、個に応じた指導を推進します。
- ◇ 家庭における学習習慣と望ましい生活習慣の形成を推進します。
- ◇ 国際化の進展に対応した国際理解教育、英語教育の充実を図ります。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) 幼保小中連携事業（久山スタイル、全員研修会、県重点課題）の推進	福岡県重点課題の2年次となり、幼保小中の研究推進者による推進会議を定期的に開催した。目指す姿の共有や具体的授業による子どもの姿の確認を行い、12年間で目指す姿を揃えて教育・保育活動を行うことができた。今まで活動してきたことの価値や目的を見直す機会となった。	—	△	○
(2) 学力向上プランに基づいたPDCAサイクルの実施	各学校において、学力向上プランに基づいた学力の現状、学力の格差解消への対策を行った。各学校で行った取組を町の学力向上研修会で紹介しあい、学力向上のための方策を見直す機会とした。本年度は全国学力学習状況調査が中止となり、客観的な結果を分析するには至らなかった。	—	○	○

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(3) 主体的な学習を促進する漢字検定、英語検定の実施	小学校4～6学年で漢字検定、中学校1, 2学年で英語検定を実施することができた。ともに自分の実態を把握して検定を受ける等級を自己決定しての実施となった。試験当日に向けて計画的に取り組むこと、粘り強く学習すること、合格した際の達成感や充実感を児童生徒は味わった。	—	◎	◎
(4) 校内(園)研修など園学校のニーズに応じた外部講師招聘	福岡県重点課題においては、学力向上の基盤としての非認知的能力の育成に努めている。本研究の専門委員である福岡教育大学教職大学院の森教授に専門的知見から助言をいただいた。また町の指導主事が各校や園にて支援や助言を行うことができた。	—	—	○
(5) ALTの配置及び幼保小中への計画的派遣	小中学生を対象にしたアンケートでは、外国語に対する意欲は毎年高い。グローバル人材育成事業を始めて、外国語への興味や関心は高い数値を維持している。ALTの常時配置は日常的に外国の言語や文化に触れるよい機会となっている。	◎	◎	◎
(6) 町内外での国際交流事業の実施	小中学校において修学旅行での英語体験、中学校でのパラリンピック観戦を通しての国際理解、語学留学体験者による講話、夏休みのサマースクールなどを計画していたが、感染症対策として全て中止した。来年度は、コロナ禍で交流できる方法を考えて継続していきたい。	◎	◎	△
(7) 中学校における放課後英語学習塾の実施	臨時休業等により開催回数は減ったものの、今年度も70名ほどの受講者がおり、英語の学力を高めることができた。受講した英語の学力向上については、今年度は結果を待つ形となるが、毎年確実に向上している。	◎	◎	◎
(8) 「家庭教育の手引き」の配布及び活用促進	学習面のみではなく体験や地域行事への参画などを今年度も掲載し、家庭教育の充実を図った。今後は、情報活用能力や情報モラルについても取り入れて、タブレット端末導入やスマートフォン所持率の拡大に伴う対策を講じていきたい。	○	◎	◎

(3) 健やかな身体を育成する教育の推進

①施策の基本的なねらい

幼児、児童生徒が生涯にわたって心身ともに健康で元気に生活できるよう、家庭・学校・地域・行政が一体となり、体力・運動能力の向上に向けた取組及び運動習慣や望ましい生活習慣を自ら身に付ける取組を進めます。

あわせて、健やかな成長と望ましい食習慣が身に付くように、関係機関と連携した食育を進めます。

②施策に係る取組内容

- ◇ 体育科や運動会・体育会などの学校行事において、高めたい運動能力に合わせた学習活動や運動の啓発を行います。
- ◇ 体力向上プランを充実させ、体力向上のための「1校1取組」運動を推進するとともに、スポーツ推進委員との連携による取組を実施します。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) 体力向上「1校1取組」運動	前年度の全国運動能力調査の課題から、各校が重点的に取り組む活動为目标を立てて取り組んだ。小学校では、大縄を通してリズムや跳躍力を高学年を中心に取り組んだ。中学校では運動への意欲を高めるために目標と振り返りを中心に取り組んだ。	◎	○	○
(2) スポーツ推進委員活用	今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため体力テストを一部見合わせた。縮小してのテストとなり推進委員を活用することができなかった。今後は体力テストのみではなく、日常的な体育において、地域学校協働本部との連携を図りながら活用推進を図っていきたい。	○	○	△

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：あまり上がっていない ×：改善の必要がある

(4) 豊かな心を育成する教育の推進

①施策の基本的なねらい

「道徳の町宣言」を基本理念とする道徳推進運動を家庭・学校・地域が一体となり推進するとともに、幼児、児童生徒に自他の生命の尊重、自尊意識や他者への思いやりの心、郷土を愛する心といった豊かな心を醸成させるよう、発達段階に応じた道徳教育の推進に努めます。

あわせて、自然体験や社会体験など様々な体験活動を通じて、豊かな心を醸成します。

②施策に係る取組内容

- ◇ 道徳教育実践交流会（久原小学校）、学校人権教育研究協議会（山田小学校）を開催し、道徳の学習の時間、人権学習のあり方についての研修を行います。
- ◇ 毎月20日の「道徳の日」に、各学校であいさつ運動、弁当の日を実施します。
- ◇ 町PTA連絡協議会と連携した「親子で守る久山町 e-ネット宣言」を園及び学校で推進します。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) 道徳実践交流会、学校人権教育研究協議会の実施	今年度は、道徳実践交流会に変え福岡県重点課題中間報告会を開催した。研究目標は「伸びようと動く子供の育成」であり、具体的には「自分を発揮する力」「自分で決める力」「やりぬく力」「他者理解」「多様性の尊重」の5つの力を育むことである。中間報告会を通して、町の取組を振り返るとともに他市町へ発信することができた。学校人権教育研究協議会は感染症拡大防止のため、中止した。	○	◎	◎
(2) 道徳教育推進事業（あいさつ運動、弁当の日実施）の推進	道徳推進委員会を中心に積極的に挨拶の推進を行った。あいさつ運動は継続しているものの、児童生徒の挨拶が必ずしもよいわけではないという反省から挨拶向上の取組を見直す必要がある。弁当の日は親子のふれあいや感謝の手紙を通して道徳心を育むことができた。	◎	○	○
(3) 「親子で守る久山町e-ネット宣言」の推進	臨時休校のため、PTA総会での宣言はできなかったものの、「親子で守るe-ネット宣言」を紙で配付し、今年度も継続してSNSやゲーム依存症への注意啓発を行うことができた。	○	◎	○

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：あまり上がっていない ×：改善の必要がある

(5) 教育相談体制の充実

①施策の基本的なねらい

教育相談や不登校対策の相談・指導体制の充実を図り、学校・家庭・関係機関との連携により問題解決に向けた取組を進めます。

また、いじめは絶対にいけないという意識を高めることを基本としながら、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という強い共通認識をもち、幼児、児童生徒に関わるすべての人が、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて取組を進めます。

②施策に係る取組内容

- ◇ SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、特別支援教育コーディネーターとの連携を強め、支援体制を効果的に進めます
- ◇ 定期的に、児童生徒の心の状態の把握に努め、児童生徒が教職員に相談しやすい体制を整えます。
- ◇ いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止、不登校児童生徒について、早期発見、早期対応の推進に努め、生徒指導の充実を図ります。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) SC, SSWの活用	スクールカウンセラーは、週に1回、中学校4時間（県費）、小学校4時間（町費、一部県費）を活用した。不登校や人間関係に悩みを抱える児童生徒をカウンセリングした。スクールソーシャルワーカーは、適宜活用した。家庭に課題を抱えるご家庭の保護者や児童生徒への面談や指導・助言をした。	○	◎	◎
(2) 各学校におけるいじめアンケート、QUテストを活用した教育相談の実施	いじめアンケートは月に1回、教育相談は学期に1回実施した。積極的にいじめを認知するよう、校長会等で確認を行った。昨年度に比べ、いじめの認知件数は増加したが、重篤ないじめの事案は0件であった。QUテストも計画的に実施し、児童生徒の理解に努めた。	◎	◎	◎
(3) 気になる幼児や児童、生徒の報告	校長会、教頭会において、毎月報告をするようにした。気になる幼児、児童、生徒として不登校が多く、その背景として家庭環境、ゲーム依存が多数であった。福祉課やスクールソーシャルワーカーへつなぎ、専門的知見から助言をいただいた。中学校において学校に復帰する生徒が複数見られた。	○	◎	◎

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：あまり上がっていない ×：改善の必要がある

(6) 特別支援教育の充実

①施策の基本的なねらい

特別な配慮が必要な幼児、児童生徒には、その状況を的確に把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた効果的な特別支援教育の充実を図ります。

特別な教育的支援を必要とする全ての児童生徒について作成された個別の指導計画や支援計画と、保護者が記録してきた育成法や実態をあわせて、よりきめ細やかな指導を行います。

②施策に係る取組内容

- ◇ 特別支援教育相談員及び特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な指導及び支援を行います。
- ◇ 保護者と共に一人ひとりの子どもの最適な就学のあり方について、保幼、小中、高接続の系統立てた連携を行います。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) 特別支援教育相談員（臨床心理士）の配置による指導助言体制の整備	各学校に月に2回巡回し、幼児児童生徒の観察や発達知能検査を行った。また統括コーディネーターが月に1度巡回し、統括的に幼児児童生徒を観察していただくとともに、学校での研修の講師として指導助言をしていただいた。特別支援教育を要する児童生徒は年々増加し、インクルーシブ教育としての日常的な教育支援の在り方を向上させていく必要がある。	◎	◎	◎
(2) 一人ひとりの子どもの最適な就学のあり方について、幼保小中学校と特別支援教育相談員との連携	特別支援コーディネーターにより、個別の支援計画、個別の指導計画の作成や見直し、さらには保護者との合意形成について共通理解した。就学前の幼児が小学校に上がる際、特別支援学級や通級指導教室の概要を保護者の方に丁寧に説明して理解を得ることができた。	◎	○	○

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：あまり上がっていない ×：改善の必要がある

(7) 信頼される学校づくりの推進

①施策の基本的なねらい

職員の指導力や資質・能力の向上を図るため、積極的な研修への参加を促進するとともに、授業実践交流会などを通して授業改善に取り組み、信頼される学校づくりを進めます。また、町指導主事による学習指導や教育課程など専門的な指導助言を行います。

あわせて、スポーツ・芸術分野で活躍する外部講師を招いての質の高い教育や地域資源を活用した開かれた信頼される学校づくりを進めます。

②施策に係る取組内容

- ◇ 町指導主事や外部講師を派遣し、教職員としての実践的指導力を高める研修を行います。
- ◇ 地域学校協働本部と連携して、地域資源を活用しながら開かれた学校の中で、幼児、児童生徒の成長を支えます。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) 町雇用指導主事の園各学校への派遣	県重点課題研究で目指す幼児児童生徒の育成の共通理解を図るために、研究推進者との協議を繰り返すことができた。 学力向上としての協議や助言の場がなく課題である。1人1台タブレット導入に伴うICTを活用した学習について、担当者と協議を重ね、ICTを活用した学習の場が保障されるようになった。	○	◎	◎
(2) 地域学校協働活動の充実	地域学校協働活動推進員を配置し、地域人材を活用し、学校支援活動を行った。今年度は新たに小学校のミシン学習のサポートや中学校ウォークラリーにおいて地域人材が参画することができた。	○	○	○

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：あまり上がっていない ×：改善の必要がある

(8) 学校施設などの教育環境の整備・充実

①施策の基本的なねらい

子どもたちは、安全な環境のもとで安心して自己を発揮することができます。安全・安心な教育環境を確保するため、学校施設の適切な維持管理や計画的な改修を行うとともに備品の計画的な更新に努めます。また、急速に進展する情報社会に対応できるようにICT教育環境の整備・充実を図ります。特にプログラミング教育の充実に向けた整備を進めます。

②施策に係る取組内容

- ◇ 教育委員会と園・学校とが連絡を密にしながら、定期的な施設検査を行い、施設の整備・改修を行います。
- ◇ 「学校ICT教育推進計画」にもとづき、各校に計画的にタブレット等のICT環境を整備します。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) 各園・学校施設の点検・整備・改修	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地方創生臨時交付金を活用した施設の整備・改修を行った。 学校施設の老朽化への対策について、予算の確保が難しく、改修を行うことができていない施設がある。また、今年度導入したICT機器の維持管理についても今後の課題である。	◎	◎	○
(2) 電子機器（児童用タブレット）の整備 H30はICT整備計画の策定	新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、1人1台の学習用端末の整備について、計画を前倒して今年度整備が完了した。久山町学校ICT整備計画を発展させた久山町学校ICT整備・活用計画を策定した。	◎	○	◎

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：あまり上がっていない ×：改善の必要がある

2. 学習・スポーツの機会を広げる【生涯学習・生涯スポーツ】

(1) 青少年の健全育成の推進

①施策の基本的なねらい

次代を担う青少年の健やかな成長のために、家庭・学校・地域がより連携を深め、「地域の子どもは地域で育む」環境づくりを進めます。

あわせて、心身ともにたくましい子どもを育む体験活動の機会を拡充していきます。

②施策に係る取組内容

- ◇ 家庭教育の充実に努めます。
- ◇ 子どもの居場所づくりや体験活動を積極的に推進します。
- ◇ 関係機関・団体と連携した青少年の健全育成に努めます。
- ◇ 社会教育関係団体の充実に努めます。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) 久山町PTA連絡協議会を中心とした「新家庭教育宣言」の実施	PTA代表の名前で、新家庭教育宣言の取り組みのお願いを出し、子どもが各自目標をたてとりくみ、その結果を集計している。早寝早起き朝ごはん以外にノーメディアなどに取り組んでいる。	○	○	○
(2) 地域アンビシャス運動及び地域通学合宿実施	久原・山田アンビシャス広場を開設し、延べ274人が参加した。また、地域アンビシャス運動では5分館、地域通学合宿は、全分館が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。	◎	○	△
(3) 地域と連携して町の資源を活用した体験活動の実施	6年生の総合的な学習のなかで、久原小学校は、唐津を目的地とした史跡巡りの旅を、山田小学校は地域の素材に目を向け齊宮を題材とした歴史絵本を制作した。	◎	△	◎
(4) 校区安全対策委員会やパトロールの実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止や大雨などで会議が書面開催となったが、防犯カメラの設置や各学校での通学路の見直しなどを行い、一定の成果を上げることができた。	—	◎	○
(5) 青少年補導員による巡回補導の実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、青少年補導員代表者会や青少年補導員研修会を中止となった。補導巡回はトリアス久山（2回）とサプライズ花火を実施した。	◎	○	○
(6) 青少年活動を中心とした関係団体の活性化支援の実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止により、すべての行事が中止となった。3月に子ども会育成会ランタンフェスタを実施する予定である。	◎	○	△

(2) 生涯学習の推進

①施策の基本的なねらい

「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる場と機会の充実に努め、町民一人ひとりの自主的・自発的な学習の支援と、その学習の成果を地域に活かす取組を進めます。あわせて、国際的視野や広い見識を身に付ける機会を拡充していきます。

②施策に係る取組内容

- ◇ 生涯学習に関する活動団体等の育成を支援し、町民が自主的に学習できる環境の充実に努めます。
- ◇ 生涯学習フェスタ「祭りひさやま」等での学習発表や交流の機会の充実に努めます。
- ◇ レスポアール久山を中心に町民のニーズに応じた学習内容の充実に努めます。
- ◇ 町民のニーズに応じた学習機会の提供に努めます。
- ◇ 社会教育施設の充実・利用促進に努めます。
- ◇ 語学や外国文化を理解するなど国際的視野や広い見識を身に付ける機会の充実に努めます。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) レスポアール久山での各種教室の開催	新型コロナウイルス拡大防止のため、多くの講座等が中止となった。筆ペン講座など感染症対策を講じながら開催できた講座もあった。	◎	◎	○
(2) NPOやボランティア団体との連携・協力の連携	久山町歴史文化勉強会と連携し、ツキイチ登山会を年3回開催し、町史跡を活かした活動を実施した。	○	○	○
(3) 祭りひさやま実行委員会への支援	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は祭りひさやまを中止した。	○	○	—
(4) 図書館まつりの開催	ブックリサイクルを実施し、来館者が図書館を通じて読書に親しむことができた。	○	○	○
(5) 文化交流センター運営委員会、図書館運営協議会への支援	文化交流センター運営委員会、図書館運営協議会が年3回開催され、各会の会議に際し指導助言を行っている。	○	○	○
(6) 社会教育関係団体等との連携による体験学習会の開催	祭りひさやまでの展示はできなかったが、文化協会の展示物をレスポアールにて展示することができた。	○	△	○
(7) 高校生・大学生海外語学留学への支援	新型コロナウイルス感染症拡大防止等の理由から事業を停止している。	○	△	—

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：あまり上がっていない ×：改善の必要がある

(3) スポーツの振興

①施策の基本的なねらい

生き生きとした生涯スポーツの創造のため、個々の体力や年齢、目的に応じて親しめるスポーツを通じ、心身の成長を促し活力を与え、健康増進や体力向上が図られるよう、関係機関・団体との連携を図り、魅力あるスポーツ振興に努めます。

②施策に係る取組内容

- ◇ 子どもから高齢者までのだれもがスポーツ活動に参加できる機会の拡充に努めます。
- ◇ 多くの住民が楽しみ健康増進につながる運動やスポーツの普及・推進に努めます。
- ◇ 町内外のスポーツ関係団体等との連携・協力を努めます。
- ◇ スポーツ指導者の確保・活用に努めます。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) 各種スポーツ大会を通じた地域コミュニティの充実	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定していたスポーツ大会はすべて中止した。	◎	◎	—
(2) スポーツクラブへの加入促進及び、軽スポーツの普及活動の実施	スポーツクラブの一般部とジュニア部（計14部）の会員集めと活動支援を行った。 軽スポーツの普及を目的とした事業を企画した。	◎	◎	○
(3) スポーツクラブへの活動支援	各競技部の活動計画書をもとに、活動助成金等の活動支援を行った。	◎	◎	○
(4) スポーツ推進委員会の開催	年に6回開催し、次年度に向けた研修会も行うことができた。	○	○	○
(5) スポーツ推進委員研修会への参加促進	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ほとんどの研修を中止した。	○	○	—

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：あまり上がっていない ×：改善の必要がある

(4) 社会教育施設や良好な教育環境の整備・充実

①施策の基本的なねらい

町民の生涯学習活動を支える文化交流センター（レスポアール久山）を中心とした社会教育施設での各団体やサークルの主体的な教育活動を支援するとともに、子どもから高齢者までを対象に各種講座や教室を開催して、学習機会の充実に努めます。

また、町民図書館と学校図書館との連携を図りながら図書館資料などの情報提供を行い、直接的なサービスの充実に加え、子ども達の読書活動の推進を図るとともに、多様化する町民ニーズに対応した運営に努めます。

その他、老朽化した社会教育施設の改修・整備を行い地域活動や生涯学習の充実に努めます。

②施策に係る取組内容

- ◇ 社会教育施設の充実・利用促進に努めます。
- ◇ 社会体育施設、学校開放施設等の機能充実・利用促進に努めます。
- ◇ 指定管理者制度による社会体育施設の活用推進に努めます。
- ◇ 子どもの読書活動の推進に努めます。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) 各学校グラウンド、体育館等の解放の推進	館内の消毒や利用時間制限など、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら開放し、スポーツの振興に努めた。	○	○	○
(2) 安全・安心に使用できる施設整備	限られた予算の中で、利用者にとって有効で安全性を踏まえた施設修繕を行った。	◎	○	○
(3) ケイマンゴルフ場、福岡久山相撲場の活用促進	ケイマンゴルフ場、福岡久山相撲場の利用者は減少したが、継続的な利用者は多く見られており、それぞれの指定管理者が利用促進のためのサービスを十分に行っている。	◎	○	○
(4) 子ども読書活動推進計画の推進	読み聞かせ等は予定通り実施できなかったが、司書交流会を通して各図書館の情報共有を行った。	○	○	○
(5) お話し会やブックスタートの実施	お話し会は実施できなかったが、ブックスタートは子どもたちに本の配布のみ行い、継続して事業を行うことができた。	○	○	○

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：あまり上がっていない ×：改善の必要がある

3. 町の文化を守り、育てる【文化振興、文化財保護】

(1) 芸術・文化活動の推進

①施策の基本的なねらい

芸術や文化活動への意識を高め、心の豊かさと潤いのある生活をめざします。また、幅広く多様な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、発表の場の充実を図り、町民の生活の質の向上や文化活動の充実・発展をめざします。

町民が主体的に芸術・文化に親しむことのできる活動を支援します。

②施策に係る取組内容

- ◇ 芸術文化活動への支援の充実に努めます。
- ◇ 芸術文化活動施設の機能充実・利用促進に努めます。
- ◇ 子どもの伝統文化継承事業への支援に努めます。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) 文化協会を中心とした文化・芸術の育成・支援	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、文化協会の事業はほとんど行うことはできなかったが協会の個別の活動は状況にあわせて行った。	○	○	△
(2) 「祭りひさやま」における出品及び発表の促進	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。	○	○	—
(3) 茶道、日本舞踊、華道、和太鼓教室等の実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、教室はほとんど行うことはできなかったが教室の個別の活動は状況にあわせて行った。	○	○	△

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：あまり上がっていない ×：改善の必要がある

(2) 文化・歴史・伝統の保存、継承

①施策の基本的なねらい

本町の歴史と伝統に培われた貴重な文化資源を町民の財産として、保存・継承し、町内外に情報発信するとともに、活用に努めます。

②施策に係る取組内容

- ◇ 主要な文化遺産の保存・整備・活用を図ります。
- ◇ 文化財保護活動の充実に努めます。
- ◇ 文化財愛護思想の普及啓発に努めます。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) 首羅山遺跡の登山道活性化、シンポジウム	新型コロナウイルスの感染状況をみながらもツキイチ登山会を行った。また、登山道に案内板も設置するなど整備にも力を入れた。講座やシンポジウムはできなかったが、登山会のなかで講師を呼ぶなどできることを行った。	○	◎	○
(2) 文化財講座の開催	新型コロナウイルス感染症のため、文化財講座の開催はできなかったが、感染状況を見ながら歴史文化勉強会で講座を行った。	○	○	○

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：あまり上がっていない ×：改善の必要がある

4. 互いに認め合うまちをつくる【人権啓発・男女共同参画】

(1) 人権教育推進と啓発

①施策の基本的なねらい

「久山町人権教育・啓発基本指針」に基づき、心豊かな町民生活を実現するため、町民一人ひとりが個人として尊重され、その個性や能力を十分に発揮できるような差別や偏見のない社会をめざします。

人権講演会をはじめとする人権教育の推進や啓発を学校・地域において行います。

②施策に係る取組内容

- ◇ 社会教育における人権教育の充実に努めます。
- ◇ 学校教育・社会教育が一体となった人権教育を推進します。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) 人権を考える町民のつどいの開催	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。	◎	○	—
(2) 福岡県の各種団体主催の人権講演会等への参加	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1講演のみ開催されたが、規模縮小のため参加動員は制限された。	○	○	—

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：あまり上がっていない ×：改善の必要がある

(2) 道徳推進運動の継続・充実

①施策の基本的なねらい

「ふれあい・美化・健康」をスローガンとして、家庭、学校、地域の連携のもとに町の将来を担う子ども達の豊かな人間性や社会性を培うための教育活動としての道徳推進運動を継続して行います。

また、久山町の美しい自然や地域の歴史、文化や習慣を大切にし、伝統的な地域教育力の一層の充実を図るため、町民一人ひとりが個人として尊重され、心身ともに健康な町民の育成に努めます。

道徳記念講演会など、道徳推進活動を行い、町ぐるみの道徳心の向上に努めます。

②施策に係る取組内容

◇親子のふれあいを大切にし、家庭や地域での道徳推進活動を行います。

◇家庭・学校・地域が一体となった道徳推進運動を展開します。

◇様々な体験活動を通して、豊かな心を育てます。

③点検評価の実際

取組・事業等	取り組み状況	評価		
		H30	R1	R2
(1) 道徳推進委員会(家庭・学校・地域部会)の開催	学校・家庭・地域の団体の長で構成され、会議において各分会毎に目標を設定し、情報共有を行い実施している。	○	○	○
(2) 久山町道徳記念講演会の開催	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。	○	○	—
(3) 道徳カルタ大会の開催	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。	○	◎	—
(4) 地域ぐるみでのあいさつ運動の実施	毎月20日のあいさつ運動を確実に実施することができた。実施することで子どもの意識をさらに高める工夫が必要であると考えた。	○	○	○
(5) ふれあい弁当、手作り弁当の実施	コロナ禍でありながら確実に実施できた。ICTを活用したレシピの選択、保護者とのやり取りなど各学校で工夫して家族愛や食育を学んだ。	○	◎	◎

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：あまり上がっていない ×：改善の必要がある

第6 点検・評価に関する有識者からの意見について

令和3年3月31日

福岡県糟屋郡久山町教育委員会
教育長 安部 正俊 様

福岡教育大学教職大学院
教授 脇田 哲郎

令和2年度「久山町教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価」に係る意見書

「令和2年度『久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書』」に係る意見書を下記の通り提出いたします。

記

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

久山町教育委員会では、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」の規定に則り、平成20年4月1日から、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会に提出し公表してきておられます。また、点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用しておられることは適切な実施だと考えます。

第2 久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

久山町教育委員会では、「令和2年度久山町教育振興基本計画」の基本目標に基づく主要施策や事務事業の目的、課題や取組の方向性を明らかにすることを目的に点検及び評価を行い、効果的な教育行政のより一層の推進を図るようしておられます。また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、それを議会に提出し、公表することにより住民への説明責任を果たしておられます。このことは、久山町民とともに町民に信頼される教育行政の推進につながっていると考えます。

施策・事業の進捗状況を総括し、事業の目的、課題や今後の取り組みの方向性を示すことをねらいに点検及び評価を毎年1回実施されることは適切だと考えます。また、施策・事業の推進状況をとりまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で教育委員会において点検及び評価を行ったり、その結果を報告書にまとめ久山町議会に提出したりすることは適切な実施方法であると考えます。

第3 久山町教育委員会の令和2年度活動の概要について

令和2年度の久山町教育委員会は、コロナ禍における非常に難しい状況の中で10回の定例会と1回の臨時教育委員会を開催されるとともに、小学校1校の学校訪問を行い、現場や課題を視察し、今後の改善事項について助言をされた。このような取組によって、新型ウィルスの感染拡大防止に神経を注ぐ学校に適切な情報が提供されたと考えます。

また、久山町教育委員会が「令和2年度久山町教育振興基本計画」において設定された「1 健全な子供を育てる」「2 学習・スポーツの機会を広げる」「3 町の文化を守り、育てる」「4 互いに認め合うまちをつくる」の4つの基本目標は、自己の目標や理想の実現のために生涯を通じて学び続けるとともに、薫り高い文化と伝統が息づく活力ある郷土づくりに参画する町民の育成に向け効果的な基本目標であると考えます。

第4 「令和2年度久山町教育振興計画」の基本目標に基づく主要施策について

久山町教育委員会が設定された「1 健全な子供を育てる」「2 学習・スポーツの機会を広げる」「3 町の文化を守り、育てる」「4 互いに認め合うまちをつくる」の4つの基本目標を達成するための具体的な施策について各項目ごとにご意見を申し上げます。

1 健全な子供を育てる

(1) 幼児教育の推進

幼児教育を推進するために「① 家庭と連携した『読み聞かせ』」の実施と「② 地域資源を活かした自然体験活動」の充実を設定されたことは、小学校教育への基礎を育てる幼児期には効果的な取組だと考えます。

(2) 確かな学力を育成する教育の推進

子供たち一人一人に確かな学力を育成するために「① 幼保小中連携事業での『久山スタイル(学習の基礎的な態度)』『全員研修会』『福岡県重点課題研究指定委嘱による幼保小中の連携』」「② 学力向上プランに基づいたPDCAサイクルの確立」「③ 自主的な学習を促進する漢字検定・英語検定の実施」「④ 校内(園)研修など園学校のニーズに応じた外部講師の招聘」「⑤ ALTの配置及び幼保小中への計画的派遣(みらいパスポート事業)の推進」「⑥ 町内外での国際交流事業(みらいパスポート事業)の実施」「⑦ 中学校における放課後英語学習塾(みらいパスポート事業)の実施」「⑧ 『家庭教育の手引き』の配布及び活用促進による家庭教育の充実」を設定されたことは、家庭、地域、幼保小中が一体となって学力向上に取り組む構図となっており効果的であると考えます。

(3) 健やかな身体を育成する教育の推進

児童生徒の健やかな身体の育成に向け「① 体力向上『1校1取組』運動」、 「② スポーツ推進委員との連携による体力テストの実施」を設定されたことは、これまでの取組を一層充実させることになり有効だと考えます。

(4) 豊かな心を育成する教育の推進

児童生徒に豊かな心を育成するために「① 道徳実践交流会、学校人権教育研究協議会の実施」「② 道徳教育推進事業によるあいさつ運動、弁当の日の実施」「③ 親子で守る久山町e-ネット宣言の推進」を

設定されたことは、児童生徒の道徳的実践力や人権感覚の向上を達成するのに有効だと考えます。

(5) 教育相談体制の充実

教育相談体制を充実するために「① 久山町いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策の推進」

「②Q-Uテストを活用した教育相談の実施」「③ SCの積極的活用と町雇用のSSWの計画的運用」を設定されたことは教育相談体制の効果を高めることに有効だと考えます。

(6) 特別支援教育の充実

特別支援教育の充実のために「① 臨床心理士の配置、特別支援教育担当教員の加配」「② 特別に配慮が必要な園児、発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業を活用した幼・小・中の連携・促進」を設定されたことは有効な具体策だと考えます。

(7) 信頼される学校づくりの推進

信頼される学校づくりに向け「① 町雇用指導主事の園各学校への派遣」「② 地域学校協働活動の推進」を設定されたことは効果的だと考えます。

(8) 学校施設などの教育環境の整備・充実

学校施設などの教育環境の整備・充実に向けた「① 各学校施設の点検・整備・改修の計画的な実施」「② スマートスクール構築のための『学校 ICT 教育推進計画』の策定」は、効果的な取組だと考えます。

2 学習・スポーツの機会を広げる

(1) 青少年の健全育成の推進

青少年の健全育成の推進に向けた「① 子ども会育成会連絡協議会活動の支援」「② 青少年補導員との連携による地域で青少年を見守る体制の整備」「③ 各分館青少年アンビシャス運動の実施」「④ 地域通学合宿助成事業の実施による地域で子どもを見守る支援」「⑤ アンビシャス広場事業の実施」「⑥ アンビシャス子ども相撲大会の実施」「⑦ アンビシャスカルタ交流会の実施」の取組は、これまで以上に具体的な取組になっていると考えます。

(2) 生涯学習の推進

生涯学習の推進のために「① 生涯学習フェスタ『祭りひさやま』開催の支援」「② 指定管理者制度による施設利用の促進」「③ レスポアール久山の利用促進」「④ レスポアール久山主催事業の支援」「⑤ NPO・ボランティア団体への支援・協力」「⑥ 高校生・大学生海外語学留学の支援」を設定されたことは有効だと考えます。

(3) スポーツの振興

スポーツ振興を図るために「① 久山スポーツクラブの活性化への支援」「② 郡民スポーツ大会等の各種大会への出場支援」「③ ジュニアスポーツ指導者の研修参加促進」「④ 地域スポーツ指導者の協力要請」「⑤ 久山スポーツクラブとの連携による運動部活動の促進」を設定されたことは重要な視点だと思います。

(4) 社会体育施設や良好な教育環境の整備・充実

社会体育施設や良好な教育環境の整備・充実に向け「① 指定管理者制度による施設の利用促進」「② ケイマンゴルフ場の利用促進」「③ 福岡久山相撲場の利用促進」「④ 久山町子ども読書活動推進計画の推進」「⑤ 読書活動の促進（お話し会・読み聞かせ会）」を設定されていますが効果的な取組だと考えます。

3 町の文化を守り、育てる

(1) 芸術・文化活動の推進

芸術・文化活動の促進のための「① 町文化協会活動の支援充実」「② 芸術文化活動施設の機能充実・利用促進」「③ 伝統文化後援者育成事業への支援」は効果的な設定だと考えます。

(2) 文化・歴史・伝統の保存、継承

文化・歴史・伝統の保存，継承のため「① 文化財保護審議会の開催」「② 首羅山遺跡の整備」「③ 文化財企画展の開催」「④ 古文書等保存・収集」「⑤ 道徳教育を中心とした小中の連携事業の実施」「⑥ 文化財ボランティアへの支援」を掲げておられますが適切だと思います。

4 互いに認め合うまちをつくる

(1) 人権教育推進と啓発

人権教育推進と啓発に向け「① 人権・同和問題講演会の実施」「② 人権教育に関する研修会への参加促進」「③ 人権問題についての学習活動支援」を掲げておられますが適切だと思います。

(2) 道徳推進運動の継続・充実

道徳推進運動の継続・充実に向け「① 道徳推進委員会（各部会）の開催」「② 道徳記念講演会の実施」「③ あいさつ運動等，各種道徳推進運動の実施」「④ 道徳カルタ大会の開催」を掲げておられますが適切だと思います。

第5 「令和2年度久山町教育振興計画」の基本目標に基づく主要施策の点検及び評価について

1 健全な子どもを育てる【学校教育】

(1) 幼児教育の推進

幼児教育の推進について「(1)地域資源を活かした自然体験活動」と「(2)小学校との保育，教育活動について共有の場の確保」の2点から点検評価を行なっておられます。地域資源を活かした自然体験活動については，コロナ禍の中で活動の制限が求められる中，自然に触れる活動を実施されています。また，小学校との保育，教育活動について共有の場の確保については，幼児期の終わりまでに育てて欲しい姿を小学校の教員と共有したり幼稚園の保育の様子を参観したりすることによって，令和2年度は効果が上がっているとの評価がなされています。今後は，小学校が具体的なスタートカリキュラムを示しながら幼児教育と小学校教育との接続を円滑にすることに取組まれるといいのではないのでしょうか。先に設定しておられた「家庭と連携した『読み聞かせ』」の実施状況はどうだったのか知りたいところです。

(2) 確かな学力を育成する教育の推進

確かな学力を育成するために「(1)幼保小中連携事業（久山スタイル，全員研修会，県重点課題）の推進」「(2)学力向上プランに基づいたPDCAサイクルの実施」「(3)主体的な学習を促進する漢字検定・英語検定の実施」「(4)校内（園）研修など園学校のニーズに応じた外部講師招聘」「(5)ALTの配置及び幼保小中への計画的派遣」「(6)町内外での国際交流事業の実施」「(7)中学校における放課後英語学習塾の実施」「(8)『家庭教育の手引き』の配布及び活用促進」の8点から評価点検されています。

その結果，「主体的な学習を促進する漢字検定・英語検定の実施」「ALTの配置及び幼保小中への計画的派遣」「中学校における放課後英語学習塾の実施」「『家庭教育の手引き』の配布及び活用促進」について，効果が上がっているとの評価をされています。また，「幼保小中連携事業（久山スタイル，全員研修会，県重点課題）の推進」「学力向上プランに基づいたPDCAサイクルの実施」「校内（園）研修など園学校のニーズに応じた外部講師招聘」については，概ね効果が上がっていると評価されています。さらに「町内外での国際交流事業の実施」については，あまり上がっていないと評価されています。今年度は，コロナ禍で交流事業が実施されなかった状況での評価なので仕方ないと考えます。

次年度は，効果をあげていると評価した観点について，実施状況だけで評価するのではなく，

そのことによって「何がどのように向上したから効果が上がった。」のか、そのエビデンスを示しながら評価を示されるとさらにわかりやすくなると思います。例えば、漢字検定を実施、英語検定を○回実施その結果、漢字検定や英語検定の平均点が最終回では○点向上した。だから、効果が上がったと評価できる。などと、具体的な事実を示しながら点検評価を示すことが、議会や町民に対してわかりやすい評価になると思います。

(3) 健やかな身体を育成する教育の推進

児童生徒の健やかな身体の育成について「(1)体力向上『1校1取組』運動」、 「(2)スポーツ推進委員活用」の2点から点検評価を行なっております。

今年度は、コロナ禍での推進でしたので、体力向上「1校1取組」運動が概ね効果が上がっている、スポーツ推進委員活用があまり上がっていない、という評価になりましたが仕方ないことだと考えます。次年度以降の取り組みの充実に期待します。本観点の点検評価も、先に述べたように具体的なデータ等を示しながら評価するようにされるといいと考えます。

(4) 豊かな心を育成する教育の推進

児童生徒に豊かな心を育成について「(1)道徳実践交流会、学校人権教育研究協議会の実施」「(2)道徳教育推進事業（あいさつ運動、弁当の日の実施）の推進」「(3)『親子で守る久山町 e-ネット宣言』の推進」の3点から評価点検しております。その結果「道徳実践交流会、学校人権教育研究協議会の実施」について効果が上がっているという評価をされています。福岡県の重点課題研究と連携した取組による結果ですが、次年度は、県全体に広く取組の成果を発表される年ですので、より一層の充実に期待します。また、道徳教育推進事業については、コミュニティスクールの学校運営協議会などと連携して学校、保護者、地域が一体となって推進されると効果の向上が期待されるのではないのでしょうか。さらに、「親子で守る久山町 e-ネット宣言」の推進については、子供たちを取り巻く ICT 環境の拡充と共に一層充実に図っていかれることを期待いたします。

(5) 教育相談体制の充実

教育相談体制の充実について「(1)SC, SSW の活用」「(2)各学校におけるいじめアンケート、Q-Uテストを活用した教育相談の実施」「(3)気になる幼児や児童、生徒の報告」の3点から点検評価されています。

その結果、全ての項目で効果が上がったという評価になっています。SC や SSW などの教育相談の専門家を有効に活用してこられた成果だと考えます。今後、このような専門家の活用は一層求められるところです。ただ、全ての学級に在籍する児童生徒の学校適応が促進されることも肝要ですので、発達の段階に応じた自発的、自治的活動を中心とした学級経営の充実に基盤にした教育相談体制の充実にもバランスよく取組まれることを期待します。

(6) 特別支援教育の充実

特別支援教育の充実について「(1)特別支援教育相談員（臨床心理士）の配置による指導助言体制の整備」「(2)一人ひとりの子どもの最適な就学のあり方について、幼保小中学校と特別支援教育相談員との連携」の2点から点検評価されています。その結果、特別支援教育相談員（臨床心理士）の配置による指導助言体制の整備について効果が上がった、一人ひとりの子どもの最適な就学のあり方について、幼保小中学校と特別支援教育相談員との連携が概ね効果が上がったという評価になっています。特別支援教育の充実に向けた取組が充実していると考えます。既に作成されている個別の教育支援計画や指導計画に基づく教育が一層充実するとともに、それらの計画が保育園、幼稚園、小学校、中学校に確実に引き継がれ対象の児童生徒やその保護者にとって安心して学ぶことができる教育環境をつくっていかれることを期待いたします。

(7) 信頼される学校づくりの推進

信頼される学校づくりに向け「(1)町雇用指導主事の園各学校への派遣」「(2)地域学校協働活動の推進」の2点から点検評価されています。その結果、町雇用指導主事の園各学校への派遣が効果が上がっている、地域学校協働活動の推進が概ね効果が上がっているという評価になっています。学力向上の協議や助言の場がないことが課題という表記が見られますが、児童生徒の全人的な成長を考えると、知育、特育、体育のバランスの取れた育成の視点からの助言が求められるのではないかと思います。地域学校協働活動では、特に地域が活性化する方向での取組の充実に期待いたします。

(8) 学校施設などの教育環境の整備・充実

学校施設などの教育環境の整備・充実に向け「(1)各園・学校施設の点検・整備・改修」「(2)電子機器(児童用タブレット)の整備 H30はICT整備計画の策定」の2点から点検評価されています。その結果、電子機器(児童用タブレット)の整備 H30はICT整備計画の策定について効果が上がった、各園・学校施設の点検・整備・改修が概ね効果が上がったと評価されています。本内容は、予算の確保が非常に難しいと考えます。しかしながら、児童生徒にはタブレットを活用した授業を提供していかなければならないという今日的な課題もあります。学校においては、限られた予算の中で充実した教育が進められるようペーパーレスの促進やタブレットを大切に扱うなどの指導も求められます。

2 学習・スポーツの機会を広げる【生涯学習・生涯スポーツ】

(1) 青少年の健全育成の推進

青少年の健全育成の推進に向け「(1)久山町PTA連絡協議会を中心とした『新課程教育宣言』の実施」「(2)地域アンビシャス運動及び地域通学合宿実施」「(3)地域と連携して町の資源を活用した体験活動の実施」「(4)校区安全対策委員会やパトロールの実施」「(5)青少年補導員による巡回補導の実施」「(6)青少年活動を中心とした関係団体の活性化支援の実施」の6点から点検評価されています。

その結果、地域と連携して町の資源を活用した体験活動の実施について「効果が上がっている。」久山町PTA連絡協議会を中心とした『新課程教育宣言』の実施、校区安全対策委員会やパトロールの実施、青少年活動を中心とした関係団体の活性化支援の実施について「概ね効果が上がっている。」地域アンビシャス運動及び地域通学合宿実施、青少年活動を中心とした関係団体の活性化支援の実施について「あまり上がっていない。」という評価であった。今年度は、コロナ禍での取組であり、初期の目的を十分に果たせないところもあったと思われます。次年度は、効果が上がらなかった具体的な原因を分析して、それを解決する方策を講じ、そのことを点検評価するようにされると「地域の子どもは地域で育む」環境づくりが一層充実するのではないかと考えます。

以上、久山町教育委員会の令和2年度「久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について意見を述べさせていただきましたが、今後、より一層久山町の教育が充実、発展されることを願いましていくつか提案をさせていただきます。

1 エビデンスの基づく効果の検証について

久山町教育委員会は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に向けたような取り組み

を進めてられました。その取組について点検評価し報告書を作成され、久山町議会に説明されます。このことは、教育委員会の取組について説明責任を果たされることとなり貴重な取組であると考えます。説明を受ける側からすると、点検評価は、分かりやすい方が助かります。そのため、次年度からの点検評価については、実施回数だけではなく、そのことによってどのような効果があったのかを数値で示すなどエビデンスに基づく点検評価に努められることをご提案いたします。

2 児童生徒の学校適応を促進する専門家の活用について

久山町におかれましては、SCやSSWなどの専門家の活用に積極的に取り組んでおられます。特に、家庭での問題で学校に來れない児童生徒や特別に配慮が必要な児童生徒については、専門家と連携してアセスメントや支援を行うことが重要です。そのために、学校では、専門家と連携するための窓口や校内委員会などの組織の充実が求められます。また、そのような専門家に対して、丸投げにならないように日頃から学級経営の充実に努めるなど、学級担任を中心にした学校適応が促進されることも大切です。教育委員会におかれましては、このような視点も考慮されながらの活用促進が求められると考えます。

今回の改訂で「児童生徒の自発的、自治的活動を中心にした学級経営の充実」が求められました。子供たちが、自分たちで学級や学校生活向上の問題を見つけ、解決のために話し合い、友達と協力して実践に取り組む中で、よりよい人間関係を構築するような学級経営が求められていることにも十分に目を向けてほしいと考えます。

3 スタートカリキュラムの充実

今回の改訂では、幼児期の遊びを通じた総合的な指導を通じて育まれてきたものが、小学校での各教科等における学習に円滑に節沿い腐れるようにスタートカリキュラムを編成することが求められました。久山町においてはこれまでも保幼小中の連携を重視した教育活動に取り組んでられました。そのことを基盤に取組を進められたらいいと考えます。特に、幼児教育では非認知能力と言われる、友達を大切にすると約束や決まりを守るなどの数字では測れない能力の育成が求められます。小学校では、幼児教育の上に立ってより良い生活を自分たちでつくろうとする自主的、実践的な態度を育成し、中学校においては、小学校の学びの上に立って、主体的に進路選択ができる能力の育成が求められます。そのためにも、それぞれの発達の段階に応じた教育活動の充実と、目の前の子供たちの成長を見通しながら教育活動に取り組むことが必要になってきます。

4 主体的・対話的で深い学びへの授業改善

これからの社会を生きる子供たちには、新しい問題に出会っても、自分の知っていることを活用して何とかして解決しようとする主体的な態度が求められます。そのような、子供たちを育成するためにも、これまでのチョークアンドトークの授業から脱却し、自分で学習することの意味を考え、友達と話し合ったり資料を調べたりしながら課題を解決するような学習への転換が求められます。そのような学習を通して、その教科ならではの本質に迫ることができます。そのためにも、どのような授業が主体的、対話的で深い学びに繋がるのか、各教科等で育成する資質・能力の育成とも合わせて、全ての教職員で共有する校内研修などの充実が求められます。

5 カリキュラム・マネジメントの推進

久山町には、豊かな自然や文化、歴史などの教育資源が豊富にあります。また、地域の専門家や人生の先輩であるお年寄りもおられます。これらの教育資源を積極的に活用した「久山学」をテーマにしたカリキュラム・マネジメントに取り組むことによって、久山のひと、もの、ことに触れ、久山の良さを十分に味わう学習を展開することもできます。そのような指導計画をすべての教員が立てることのできる力を養う研修も今後は求められると思います。人が、育った地域を「ふるさと」と感じたり、学んだ学校を「母校」と感じるのは、そこで過ごした時間ではなく、関わりだそうです。つまり、どれだけ久山の良さに触れたかということです。そのような久山の良さに触れ浸流ことができるカリキュラムを各学校でつくっていかれることを望みます。

(資料 1)

久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の
状況の点検及び評価実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき、久山町教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取り組み状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第 3 条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「久山町教育振興基本計画」で定める主要施策とする。

(点検及び評価の実施)

第 4 条 点検及び評価は、「久山町教育振興基本計画」で定める主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 委員会は施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会は点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、久山町議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(その他)

第 5 条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 30 年度に実施する点検及び評価の対象は、平成 30 年度に策定する「久山町教育振興基本計画」で定める主要施策とする。